

手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例（以下「条例」という。）付則第2項に基づき、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を行うため、手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置するとともに、小委員会内に手話施策推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」）を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、条例見直しについて必要となる以下の事項について、調査・検討等を行う。

- (1) 手話等による意思疎通等の促進に関する施策の現状把握と課題・論点の整理
- (2) 手話等による意思疎通等の促進に関する条例見直しの必要性および改正項目の検討
- (3) その他

2 ワーキンググループは、条例見直しについて必要となる以下の事項について、調査・検討等を行う。

- (1) 手話施策の現状把握と課題・論点の整理
- (2) 手話施策推進法に対応した条例見直しの必要性および改正項目の検討
- (3) その他

（組織）

第3条 小委員会は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第1項に基づく小委員会とする。

2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、手話施策推進・意思疎通支援の分野に精通する者として滋賀県障害者施策推進協議会長（以下「会長」という。）が適当と認める者の中から、会長が委嘱して充てる。

3 委員の任期は令和9年3月31日までとする。ただし、この期間終了後、必要に応じて再任することができる。

（会議）

第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 小委員会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月〇日から施行する。

手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会 委員名簿（案）【敬称略】

分野	氏名	所属
【新設】 手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会	田村 和宏	立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
	加藤 善彦	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 会長
	中西 久美子	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長（一般社団法人滋賀県ろうあ協会）
		滋賀県中途失聴難聴者協会
		しが盲ろう者友の会
	崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会
	水野 誠	(特非)JDDnet滋賀 理事
	山根 寿美子	滋賀県難病連絡協議会
		社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会
		県立聴覚障害者センター所長
【新設】 手話施策推進ワーキンググループ		一般社団法人滋賀県ろうあ協会
		県立聾話学校
	美馬 真希	(一社)滋賀経済産業協会
	伊藤 仁文	市長会（長浜市健康福祉部次長兼福祉事務所